

令和7年度狩猟免許試験の御案内

狩猟を行うためには、住所地の都道府県知事が行う狩猟免許試験に合格し、狩猟免許を取得する必要があります。

岩手県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許を次のとおり行います。

第1 狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許
- (2) わな猟免許
- (3) 第一種銃猟免許（装薬銃）
- (4) 第二種銃猟免許（空気銃）

第2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所	申請受付期間	備 考
第1回	令和7年7月13日（日） 9時30分から17時まで	宮古市 岩手県立大学 宮古短期大学部 ※1	令和7年5月28日（水）から 令和7年6月11日（水）まで	わな猟免許及び 第一種銃猟免許に限る。
第2回	令和7年8月24日（日） 9時から17時まで	滝沢市 岩手県立大学 ※2	令和7年7月9日（水）から 令和7年7月23日（水）まで	網猟免許及び わな猟免許及び 第一種銃猟免許に限る。
第3回	令和7年12月7日（日） 9時から17時まで	滝沢市 岩手県立大学 ※2	令和7年10月22日（水）から 令和7年11月5日（水）まで	わな猟免許及び 第一種銃猟免許及び 第二種銃猟免許に限る。

※ 試験当日の施設内への立入りは、受付後として下さい。（受付前の立入はできません。）

※ 受付は試験開始時間の30分前から行います。入り口付近で受験者同士が密集しないよう、各自ご注意いただくとともに、試験員の指示に従ってください。

※1 住所：〒027-0039 宮古市河南一丁目5-1

※2 住所：〒020-0693 滝沢市巣子152-52

第3 試験内容

狩猟免許試験は、①知識試験、②適性試験、③技能試験の計3種類からなり、知識試験は三肢択一の問題となっています。

知識試験・技能試験は70%以上の得点、適性試験は全ての項目について基準を満たせば合格です。

(1) 知識試験

- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護
- ウ 管理に関する知識

(2) 適性試験

- ア 視 力
- イ 聴 力
- ウ 運動能力

(3) 技能試験

- ア 猟具の取扱い
- イ 鳥獣の判別
- ウ 距離目測（第一種銃猟免許・第二種銃猟免許のみ）

第4 受験手数料

網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許とも各1件 5,200 円（ただし、他種免許所持者は 3,900 円）を、岩手県収入証紙で納付してください。

なお、納付された受験手数料は、返金できません。

第5 受験手続提出書類

次の書類を、申請受付期間内に住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センターの所管区域にあっては、保健福祉環境センター。以下同じ。）に提出してください。

提出書類	提出部数	備 考
狩猟免許申請書	1 部	様式第 12 号
写 真 (電磁的方法で記録されたものを含む。)	1 枚	6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。 なお、受験票に直接写真を貼付ける場合は、縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚を使用してください。
受 験 票	1 枚	上記の写真を貼り、氏名、狩猟免許の種類、試験日程を記載してください。 なお、受験票は、可能な限り厚紙に印刷してください。 ※試験期日の4日前までに受験票が届かない場合は岩手県環境生活部自然保護課（019-629-5371）又は申込み先にお問い合わせください。
受験票送付用封筒及び切手	1 式	市販の長形3号又は洋形2号封筒の表に住所、氏名を記載し、 110円切手 を貼付すること。
本人確認書類の写し	1 枚	運転免許証等の顔写真付きで、現住所が確認できるもの。 なお、マイナンバーカードの写しの提出があった場合は、マイナンバーが記載された裏面部分を受領しないこと。
返信用封筒及び切手 (狩猟免許の郵送を希望する方のみ)	1 式	市販の角形2号封筒の表に住所、氏名を記載し、朱書きで「簡易書留」と記載して提出してください。併せて、返信用切手 530円（180円+350円） を、封筒に貼付せずに提出してください。
医師の診断書 (診断書の有効期間は、発行後3か月以内とする。)	1 部	次のア～ウに該当しない者であることが記載してある医師の診断書 ただし、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による銃砲所持許可を現に受けている者は、当該許可に係る許可証の写しを提出することとし、医師の診断書を要しない。また、銃砲刀剣類所持等取締法の規定による銃砲所持許可申請の診断書については、最新様式（令和6年4月1日改定）のみ使用することが可能であり、旧様式（平成30年4月1日以前改定）は使用することができない。 ア 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者 イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 なお、改正前の法の表現による診断書（精神病患者、知的障害者、癲癇病患者又は麻薬、大麻、阿片若しくは覚醒剤の中毒者でない旨）が提出された場合でも、法の基準を満たしていることから、これを受理してもよい。

第6 試験を受けることができない者

次に該当する方は、狩猟免許試験を受験できません。

- (1) 狩猟免許試験日において、網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの（医師の診断書中、備考アに掲げる病気）にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前3号に該当する者を除く。）
- (5) 法又は法の命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- (7) 岩手県に住所を有しない者（住民票記載の現住所が岩手県でない場合も含みます。）

第7 注意事項

- (1) 次の場合は、試験を受けることができなくなるので注意してください。
 - ア 試験開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中無断で退席した場合
 - ウ 他の者の迷惑になるような行動等を行った場合
 - エ 不正の手段によって試験を受け、又は受けさせようとした場合
- (2) 当日は、受験票、筆記用具及び昼食を持参してください。
- (3) 受験日は、受験票に記載した日に限られます。
- (4) 試験当日に体調不良の方は、受験を控えてください。なお、納付された申請手数料の返還はできませんので、あらかじめ御了承ください。

第8 予備講習会（初心者講習会）

狩猟免許試験の概ね2週間前に予備講習会を開催します。

詳細は（公社）岩手県猟友会（019-622-2358）にお問い合わせください。

第9 申込み先・問い合わせ先

申込みは、住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部となります。

問合せは、岩手県環境生活部自然保護課（019-629-5371）又は申込み先まで御連絡をお願いします。

申込書類（狩猟免許申請書、受験票、診断書）の郵送による取り寄せを希望する場合は、市販の角形2号封筒の表に住所、氏名を記載し、140円切手を貼付したものを、住所地を管轄する広域振興局保健福祉環境部へ提出してください。ただし、郵送による申込みは受け付けませんのでご注意ください。

申込み先（問合せ先）	所管地区	電話番号
盛岡広域振興局保健福祉環境部	盛岡地区	019-629-6583
県南広域振興局保健福祉環境部	奥州地区	0197-48-2422
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター	花巻、北上、遠野地区	0198-41-5405
県南広域振興局一関保健福祉環境センター	一関地区	0191-26-1412
沿岸広域振興局保健福祉環境部	釜石地区	0193-27-5523
沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	宮古、岩泉地区	0193-64-2218
沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	大船渡地区	0192-22-9814
県北広域振興局保健福祉環境部	久慈地区	0194-66-9681
県北広域振興局二戸保健福祉環境センター	二戸地区	0195-23-9219